

山梨県被災中小企業復旧事業費補助金

～令和元年台風第19号で被害を受けた中小企業の復旧を支援します～

第2回申請期間 令和2年4月24日まで

【対象者】

令和元年台風第19号で被害を受けた山梨県内に事業所を有する中小企業

※以下の者は除く

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める営業内容の事業者（ただし、同条第1項第1号に規定する事業者は除く）
- ・小規模事業者持続化補助金の対象者（対象経費150万円超の事業者は本補助金対象可）
- ・令和元年台風第19号被災農業施設復旧支援事業費補助金の対象者
- ・暴力団及び暴力団員等

【申請期間】

令和2年4月1日から令和2年4月24日まで

【事業終了日】

令和2年9月30日

※支払いを終了し、実績報告が可能な方に限ります。

【対象経費】

保険の対象となっている施設等がある場合は、復旧に要する経費から受取保険金額を控除した額を補助対象経費とします。

※交付決定前に完了した事業でも、他の条件を満たせば補助対象経費となります。

区分	摘要
施設	事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び建設工事等に要する経費
設備	資産として計上する設備の修理、購入に要する経費 (資産計上されていない備品・什器のうち、パソコン等の電子機器類で業務専用使用することが認められている場合は対象)
車両	業務専用使用することが認められる車両の修理、購入に要する経費
委託費	復旧等に要すると認められる委託費（清掃費、産業廃棄物処理費、撤去費、解体費、運搬費等）

※以下の経費は除く

- ・消費税相当額
- ・保険請求が可能であるにもかかわらず請求を行わなかった場合、保険の対象範囲に要する復旧経費

【補助率、補助上限額】

補助率：2 / 3

補助上限額：3,000万円（補助対象経費4,500万円）

※ただし、予算の範囲内で補助を行うため、申請者が多数の場合、補助率及び補助上限額に満たない場合があります。

【補助の詳細】

県ホームページに掲載される本補助金の要綱や様式、交付申請の手引きをご確認ください。

【お問い合わせ・提出先】

山梨県産業労働部 産業振興課 企業支援担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館3階

電話：055-223-1541 FAX：055-223-1547

E-mail：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp